



目次 ページ

副知事 田中 浩二
 ○包括外部監査の概要と特徴とを述べた詳細(はげし) ……………1

監査委員公告

監査委員公告第5号

平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年2月19日

秋田県監査委員 金 谷 信 栄
 秋田県監査委員 こだま 祥 子
 秋田県監査委員 大 和 顯 治
 秋田県監査委員 菊 地 康 男
 財——954

秋田県監査委員 金 谷 信 栄
 秋田県監査委員 こだま 祥 子 様
 秋田県監査委員 大 和 顯 治
 秋田県監査委員 菊 地 康 男
 秋田県知事 寺 田 典 城

平成18年度包括外部監査の結果に基づき
 講じた措置について(通知)

平成19年2月13日付けで秋田県包括外部監査人大坪秀憲から提出された平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査事件名	公益法人との随意契約	監査年月日	平成18年7月26日から平成18年12月2日まで
(監査結果)			
1 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託について			
(助消防試験研究センターから昭和63年に示された原価データに基づいた単価で契約を継続しているが、契約金額の妥当性を検証すべき。 (改善措置) 1 (助消防試験研究センター)に対して、免状作成業務に必要な最新の原価データによる見積を提示するよう求めた。 これに対し、平成19年10月、同センターから「受託料は、受託業務を正確かつ迅速に実施するために必要な額とし、全国統一の免状作成業務等の受託料の算定方法により算定した額を基本とする。」との通知があった。 この通知に示された処理単価については妥当なものと考えており、今後契約を行う上での参考として取り扱うこととする。			
(監査結果)			
2 自治体職員協力交流事業業務委託について			
国際交流支援基金は、協会運営が激しく、管理費に充当するため取り崩されている。 委託業務に必要な事務費は、委託費でもって充てるべき。 (改善措置) 2 平成17年度をもって事業は終了しているが、今後同様の事業の際には指摘事項に留意し実施する。			
(監査結果)			
3 海外技術研修員受入事業業務委託について			
国際交流支援基金は、協会運営が激しく、管理費に充当するため取り崩されている。 委託業務に必要な事務費は、委託費でもって充てるべき。 (改善措置) 3 平成19年度事業について、事務費を委託費に加える。			

(監査結果)			
4 高齢者相談総合センター運営事業委託について			
予算書では、「福祉機器・モデルルーム展示コーナー管理費・光熱水費等」1,195千円となっているが、相談室及び福祉機器・モデルルーム展示コーナーの管理費・光熱水費等の名目で計上すべきである。 予算書に正確な負担金の名目で計上されたい。 (改善措置) 4 平成20年度予算書から指摘の費目として計上した。			
(監査結果)			
5 ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託について			
相談窓口設置事業の相談件数について、実績報告書に記載が無く、県は把握していなかった。委託事業の業務量を把握し、事業の効果測定等や次年度以降の委託金額の積算に反映させていくべき。 (改善措置) 5 指摘のとおり契約者に相談件数の実績報告を求め把握した。平成17年度で本事業は終了しているが、今後同様の事業の際には指摘事項に留意し実施する。			
(監査結果)			
6 家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託について			
委託費の精算や委託事業の執行状況について、県では、支出額が各費目について契約額以上であったため、契約額を実績額として扱っているが、実際の金額を記載し、委託した事業の状況を確認できる精算書を作成する必要がある。 (改善措置) 6 平成18年度から実際の金額を記載した精算書の作成を指導しており、今後も継続する。			
(監査結果)			
7 県産品普及宣伝対策事業について			
東京アンテナショップの宣伝パンフレットの作成部数は2万部の計画に対し、実際に作成したのは5千部であり、作成しなかった1万5千部のパンフレットに相当する委託料の返還を求められたい。 (改善措置)			

<p>7 委託契約の一部不履行に係る返還金の請求手続きを平成19年1月12日付けで、返還金に係る利息の請求手続きを1月29日付けで行い、それぞれ1月24日、2月2日に県に納入された。</p> <p>なお、平成19年2月21日に公益法人の検査を実施し、物品購入に係る適切な会計処理の徹底を図ることなど、事務処理体制の改善について指導した。</p>
<p>(監査結果)</p> <p>8 貿易促進普及啓発事業について</p> <p>企業等訪問調査における調査票は261件であるが、地域振興局が5局、また41団体に2回以上訪問しており、計画の250社・団体を訪問していない。訪問日が異なるが、同一の団体に訪問し、調査票の内容が全く同一のものもある。</p> <p>また、データベースの内容は、訪問日、企業名、所在市町村のみである。さらに「貿易企業訪問調査票」を入力するだけで、統計的処理をしていないが、貿易の状況、利用港の決定権、現在の利用港の問題点、秋田港の利用可能性などの項目の統計処理までを、委託内容とすべきである。企業等訪問調査について、現在の内容で毎年実施すべき内容か疑問である。</p> <p>(改善措置)</p> <p>8 監査結果を踏まえ、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 同一企業・団体に複数回訪問した場合も、訪問件数は1件としてカウントすることとした。</p> <p>(2) 統計的処理をするために、「貿易企業訪問調査票」に記載されている、訪問日、企業名、所在市町村のほか、貿易の状況、利用港の決定権、現在の利用港の問題点、秋田港の利用可能性などの全ての内容を、データとして入力処理することとし、データベース化した。これにより、項目別に抽出するなどの必要に応じた統計処理を可能とした。</p> <p>なお、既に提出されているデータベースについては、新たな契約や増額変更等をせずに、修正した形式で再提出されている。</p> <p>また、本事業については、事業の廃止を含めて平成19年度中に見直しする。</p>
<p>(監査結果)</p> <p>9 秋田うりこみ隊イベント活用PR事業について</p>

<p>実績報告書において、秋田県観光連盟の自主事業と県の委託事業の実績が一緒に記載され、委託事業の実施状況が不明確であるため、自主事業と委託事業を区分して記載されたい。</p> <p>また、随意契約理由には具体性が乏しく、社団法人秋田観光連盟が唯一の契約先であることが説明されていない。随意契約理由として、より具体的に記載されたい。</p> <p>(改善措置)</p> <p>9 本事業については、平成17年度で終了しているが、平成18年度以降、秋田県観光連盟に対する委託事業の実施にあたっては、当該事業のみの実施状況報告を受けている。また、随意契約理由については具体的に明確に記載するように改めた。</p>
<p>(監査結果)</p> <p>10 冬季インターネット広告掲出事業について</p> <p>モニターツアー体験レポートの掲載が3週間のみと短く、その間の当該ホームページへのアクセス数を把握していない。ホームページへのアクセス数を把握し、事業の効果を測定し、分析に役立てられたい。</p> <p>(改善措置)</p> <p>10 平成18年度も同様の事業を実施しており、監査結果を踏まえ、ポータルサイトへのバナー掲載に伴うアクセス数等を確認することとした。</p> <p>また、各スキー同好会のホームページに掲載したバナー広告については、システムの関係によりアクセス数を把握することはできないため、会員向けのメールアドレスを発行するなど周知の取組を行っている。</p>
<p>(監査結果)</p> <p>11 地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託について</p> <p>随意契約理由が、国土交通省の全国統一指導により、地価調査制度発足から同協会を委託先としているが、国土交通省の全国統一指導は無く、随意契約理由として、適切でない。</p> <p>(改善措置)</p> <p>11 平成19年度の本業務委託では、随意契約理由のうち適切でないとした「国土交通省による全国統一指導」の部分削除し、不動産鑑定士による全国組織であること、会員である不動産鑑定士が集積した取引事例等の情報により的確な不動産鑑定評価が行えること、短期間で</p>

<p>の組織的な調査、情報収集及び分析が可能であること等を根拠に、(他)日本不動産鑑定協会と随意契約を締結した。</p> <p>(監査結果)</p> <p>12 宅地建物取引主任者証交付事務委託について</p> <p>単価積算において、県の手数料の経費算定に使用している職員人件費を基に積算しているが、業務を鑑みて、合理的な根拠に基づいて積算されたい。</p> <p>(改善措置)</p> <p>12 単価の積算について再検討を行い、平成20年度の委託時まで精査し改善することとしている。</p>				
<table border="1"> <tr> <th>監 査 事 件 名</th> <th>公 益 法 人 と の 随 意 契 約</th> <th>監 査 年 月 日</th> <th>平 成 18 年 12 月 2 日 まで</th> </tr> </table>	監 査 事 件 名	公 益 法 人 と の 随 意 契 約	監 査 年 月 日	平 成 18 年 12 月 2 日 まで
監 査 事 件 名	公 益 法 人 と の 随 意 契 約	監 査 年 月 日	平 成 18 年 12 月 2 日 まで	
<p>(意見)</p> <p>1 秋田県職員寮運営委託について</p> <p>各寮の入居率は2～4割程度であり、今後の入居率の状況いかんでは、まかないや住み込みの管理人を置く必要性や、家賃補助制度の活用による寮の閉鎖について、検討すべきと考える。</p> <p>(改善措置)</p> <p>1 由利地区職員寮(いわぶち寮)と秋田地区職員寮(古四王寮)については平成19年3月31日で閉鎖し、これにより、県内の職員寮はすべて閉鎖した。</p>				
<p>(意見)</p> <p>2 財団法人地方自治情報センターとの契約について(税務関係)</p> <p>(助)地方自治情報センターの収支決算書によれば、管理費を差し引いても1億円以上の収入超過であり、契約金額の削減余地があると考える。よって、委託料の削減交渉をされたい。</p> <p>(改善措置)</p> <p>2 他の都道府県とともに地方自治情報センターに働きかけを行うなど、委託料の削減に向けた努力を継続する。</p> <p>なお、会費については、全国知事会で要望した結果、平成19年度分が10%削減された。</p> <p>(意見)</p> <p>3 障害者社会参加総合推進事業(視覚障害者関係)の収</p>				

<p>支決算について 委託事業の収支決算書と社団法人の決算書が合致していないが、参加者の負担金等を簿外で処理することは望ましくないため、社団法人の決算書に計上するよう指導された。</p> <p>(改善措置) 3 指導した結果、平成19年度から参加者の負担金徴収を廃止した。</p> <p>(意見) 4 秋田県健康増進交流センター管理委託業務について 同様の施設は民間にもあり、秋田県健康増進交流センター（ユフナーレ）を県が保有することの是非を含めて県の関与のあり方を検討されたい。</p> <p>(改善措置) 4 平成18年度から指定管理者制度により運営しているが、第4期行財政改革推進プログラムにおいて、市町村・民間への譲渡等を検討する。</p> <p>(意見) 5 総合保健センター管理運営委託の決算について 共通にかかる費用は、一定の基準で案分して各会計に計上するよう指導されたい。</p> <p>県は、実質的な指導・監督責任を適切に果たすために、事業団の内部管理体制、経理・財務の状況に関する定期的なチェックを充実されたい。</p> <p>(改善措置) 5 平成19年3月に事業団の指導を実施し、医師の損害賠償保険料の計上方法を各会計に案分して計上するよう指導した。今後も定期的に事務指導を実施する。</p> <p>(意見) 6 脳卒中発症者通報事業委託について 契約締結や、支払業務に相当の事務的負担がかかっていることを考慮すれば、委託契約を締結することなく、発症情報を通報してもらえないかどうか、関係諸機関と協議するべき。</p> <p>(改善措置) 6 情報の提供を受け登録分析をしている脳研センター疫学研究部と情報提供料の廃止について協議したが、廃止</p>			<p>することでの事業への医療機関の協力が得られなくなり、情報通報の大幅な低下につながると恐れがあり、20年度からの廃止を見合わせた。今後も、廃止に向け、県医師会等と協議を進める。</p> <p>(意見) 7 秋田県災害・救急医療情報センター運営委託について 郡市の医師会等に対する協力の要請、個別の医療機関へのさらなる働きかけなど、災害・救急医療情報システムの適切な運営に努められたい。</p> <p>(改善措置) 7 県医師会を通じて郡市医師会に協力要請を行うとともに、19年4月から運用開始した新システムの操作説明会を医療機関の担当者等に行うなど、適切なシステム運営に努めている。</p> <p>(意見) 8 秋田県環境保全センターの管理運営委託業務について 持ち込まれる廃棄物の2割以上が焼却可能なものであるにもかかわらず、県の指示に従い埋め立てている。最終処分場を可能な限り長期間使用可能とするために、焼却可能なものは、焼却することが望ましい。県、市町村、公社及び廃棄物排出事業者が協力していく必要があるが、早急に業務を改善させていく必要がある。</p> <p>(改善措置) 8 焼却可能な廃棄物が持ち込まれた場合には、利用者に対しリサイクル施設等への搬入を働きかけた。</p> <p>その結果、平成19年12月末までの焼却可能な廃棄物の搬入量は昨年同様に比較し約22%減少したが、搬入総量に対する割合は、依然として18%程度となっている。</p> <p>今後も引き続きリサイクル施設等への搬入を働きかけていくとともに、市町村など関係機関との協議を進めながら、廃棄物の減量化に努める。</p> <p>(意見) 9 家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託について 委託契約の中で施設費の算定根拠及び支払期間等について、覚書等を締結しておくことが望ましい。</p> <p>また、設備の更新時に追加的な県負担が生じないように、長期的な視野にたつて、実態にあった委託料を支払</p>
<p>うことで、契約についてより透明性を確保するべきである。</p> <p>(改善措置) 9 現在の施設費の支払いの枠組みが平成24年度で終了することについて、県と農業公社両者で再度確認し、確認書を作成した。</p> <p>委託費については、行政コスト低減のため、委託業務の作業の効率化を見込んで積算を行っているが、資材の高騰等から実績額が契約額を上回ることがあるため、引き続き作業体系の見直しやコスト削減により実績額を低減できるよう指導する。</p> <p>(意見) 10 県産品普及宣伝対策事業について 秋田県物産振興会に対する資本関係等に鑑みて、少なくとも年に一度の財務監査を実施するよう検討されたい。</p> <p>(改善措置) 10 財務面のチェックを主体とした公益法人の財務監査を年1回実施することとした。</p> <p>(意見) 11 エージェント・ブスコミ等招待事業の効果について 1回のツアーで、全参加者からの成果は望めないとしても、継続して実施する以上、成果が増加するように、一層の働きかけをされたい。</p> <p>(改善措置) 11 平成18年度は旅行商品を造成したエージェントが9社、ブスコミによる記事掲載が2社であったが、引き続き事業成果を高めるため、県外事務所等とも連携を図り全参加者に対し働きかける。</p> <p>(意見) 12 県営住宅管理等業務委託における家賃収納について 未収家賃の債権回収も委託できるように検討されたい。</p> <p>(改善措置) 12 現年度の未収（滞納）家賃の回収については指定管理者の収納事務として委託しており、今後も一層連携を図りながら債権回収を行う。</p>			
<p>することでの事業への医療機関の協力が得られなくなり、情報通報の大幅な低下につながると恐れがあり、20年度からの廃止を見合わせた。今後も、廃止に向け、県医師会等と協議を進める。</p> <p>(意見) 7 秋田県災害・救急医療情報センター運営委託について 郡市の医師会等に対する協力の要請、個別の医療機関へのさらなる働きかけなど、災害・救急医療情報システムの適切な運営に努められたい。</p> <p>(改善措置) 7 県医師会を通じて郡市医師会に協力要請を行うとともに、19年4月から運用開始した新システムの操作説明会を医療機関の担当者等に行うなど、適切なシステム運営に努めている。</p> <p>(意見) 8 秋田県環境保全センターの管理運営委託業務について 持ち込まれる廃棄物の2割以上が焼却可能なものであるにもかかわらず、県の指示に従い埋め立てている。最終処分場を可能な限り長期間使用可能とするために、焼却可能なものは、焼却することが望ましい。県、市町村、公社及び廃棄物排出事業者が協力していく必要があるが、早急に業務を改善させていく必要がある。</p> <p>(改善措置) 8 焼却可能な廃棄物が持ち込まれた場合には、利用者に対しリサイクル施設等への搬入を働きかけた。</p> <p>その結果、平成19年12月末までの焼却可能な廃棄物の搬入量は昨年同様に比較し約22%減少したが、搬入総量に対する割合は、依然として18%程度となっている。</p> <p>今後も引き続きリサイクル施設等への搬入を働きかけていくとともに、市町村など関係機関との協議を進めながら、廃棄物の減量化に努める。</p> <p>(意見) 9 家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託について 委託契約の中で施設費の算定根拠及び支払期間等について、覚書等を締結しておくことが望ましい。</p> <p>また、設備の更新時に追加的な県負担が生じないように、長期的な視野にたつて、実態にあった委託料を支払</p>			

(意見)
13 秋田空港駐車場料金徴収事務委託について
委託のあり方を含めて見直しを検討されたい。
(改善措置)
13 現在の契約相手である(助雄和環境保全公社)については、秋田市との合併による組織の見直し等の状況を把握するとともに、委託のあり方について現在検討中である。
また、料金徴収員等については、現在策定中の「秋田県空港駐車場管理要綱」による必要な業務を踏まえ見直しする。

監査委員公告第6号

平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成20年2月19日

秋田県監査委員	金 谷 信 栄	秋田県監査委員	金 谷 信 栄
秋田県監査委員	こだま 祥 子	秋田県監査委員	こだま 祥 子
秋田県監査委員	大 和 顯 治	秋田県監査委員	大 和 顯 治
秋田県監査委員	菊 地 康 男	秋田県監査委員	菊 地 康 男

教総—————3193
平成20年2月8日

平成18年度包括外部監査の結果に基づき
講じた措置について(通知)

平成19年2月13日付けで秋田県包括外部監査人大坪秀憲から提出された平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監 査 事 件 名	公益法人との随 意契約	監 査 年 月 日	平成18年7月26日から 平成18年12月2日まで
-----------	-------------	-----------	------------------------------

(監査結果)

13 体育施設管理委託について
実績報告書に、委託内容に含まれていない県立武道館の実績が記載されているが、実績報告書は契約の単位ごとに提出されたい。
また、県は、建物等の点検、検査等を委託していないが、実施状況を把握していないが、これらの中には、設備の法定点検等も含まれており、施設の所有者として当然把握しておくなければならない。
(改善措置)
13 平成18年度からは県立武道館以外の施設についても指定管理者制度を導入し、施設ごとに指定及び指定に基づく協定を締結しているため、実績報告書は協定の単位ごとの提出となっている。
また、指定管理者からの月例報告書により、建物等の点検、検査等の実施状況を把握するとともに、適宜、現場の確認を実施している。

監 査 事 件 名	公益法人との随 意契約	監 査 年 月 日	平成18年7月26日から 平成18年12月2日まで
-----------	-------------	-----------	------------------------------

(意見)

14 秋田県英語能力判定テスト作成・分析業務について
テストを受けることができなかつた生徒のために、別途日を設けて受けさせるなど、各学校に対する具体的なフォローについて指示することが望ましい。
(改善措置)

14 今後、同様の一斉テストを実施する場合は、正当な理由で欠席した生徒には1週間以内に追試の機会を設けることにしている。

なお、同一問題で実施するため、正規の実施日に受検した生徒からは受検後に問題を回収し、「解答・解説」も追試日以降に実施することとする。

(意見)

15 青少年交流センター維持業務委託について
青少年交流センターの運営に関して、青少年教育も含めた全ての業務について指定管理者制度を導入するなど、効率的な運営が可能となる方策を検討されたい。
また、青少年交流センターの宿泊料金のあり方を含め、政策目的を達成しつつ安定的な経営が可能となるよう制度のあり方を検討されたい。
(改善措置)

15 宿泊部門については、(助)秋田県青年会館を平成18年度から平成22年度まで指定管理者としているが、全ての業務について指定管理者制度を導入する適否については、運営の現状を踏まえながら、次回の選定期間を目途に引き続き検討を進める。
また、安定的な経営のための制度のあり方については、利用料金は指定管理者の申請を受け、平成19年度から青少年の利用料金を条例の基準額まで引き上げる等の見直しを図っている。
さらに、青少年利用者と一般利用者が共に増加するための方策として、センター利用団体が一堂に会しての地域の住民参加によるユースパルまつりを開催するなど、今後とも利用者の増加につながる方策を実施する。

監査委員公告第7号

平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県警察本部長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成20年2月19日

秋田県監査委員	金 谷 信 栄	秋田県監査委員	金 谷 信 栄
秋田県監査委員	こだま 祥 子	秋田県監査委員	こだま 祥 子
秋田県監査委員	大 和 顯 治	秋田県監査委員	大 和 顯 治
秋田県監査委員	菊 地 康 男	秋田県監査委員	菊 地 康 男

秋田県警察本部長
秋本務 第95号
平成20年2月8日

平成18年度包括外部監査の結果に基づき
講じた措置について(通知)

平成19年2月13日付けで秋田県包括外部監査人大坪秀憲から提出された平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監 査 事 件 名	公益法人との随 意契約	監 査 年 月 日	平成18年 7 月26日から 平成18年12月 2 日まで
-----------	-------------	-----------	----------------------------------

(意見)

16 交通事故防止業務委託の地区ごとの予算配分について
 県内の事故発生件数や交通量の度合など、地域的なリ
 スク要因の分析に基づいた合理的な事業内容を示した上
 で委託をし、さらに地域の実情に応じた適切な活動が行
 われたかどうかの事業効果の検証を行う必要がある。

(改善措置)

16 平成19年度から、委託業務内容について各地区の交通
 事故発生状況の分析結果等を考慮の上、地区単位に実施
 すべき事業をより具体的に示しているほか、事業効果を
 的確に検証するため、各地区からの報告様式を改正し、
 事業の実施状況等について写真等の添付を義務づけた。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄